

議案第109号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年12月12日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>町営住宅</u>及び共同施設の設置並びにそれらの管理について定めることを目的とする。</p>	<p><u>三朝町営住宅設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>三朝町営住宅</u>（以下「<u>町営住宅</u>」という。）及び共同施設の設置並びにそれらの管理について定めることを目的とする。</p>

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町営住宅 町が供給する法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。

(2)～(5) 略

(設置)

第3条 町営住宅（共同施設を含む。）を別表のとおり設置する。

(入居者の公募の方法)

第4条 町長は、町営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を三朝町ホームページ、掲示等その他住民が周知できるような方法により行うものとする。

(公募の例外)

第5条 町長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者については、公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業の執行に伴う住宅の除却

(6)～(8) 略

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町営住宅 町が法により国の補助を受け、又は町費をもって建設し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

(2)～(5) 略

(設置)

第3条 町営住宅（共同施設を含む）を別表のとおり設置する。

(入居者の公募の方法)

第4条 町長は、町営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を告示し、その他住民が周知できるような方法で公示するものとする。

(公募の例外)

第5条 町長は、次の各号に掲げる理由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業の執行に伴う住宅の除却

(6)～(8) 略

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第

2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を備えている者でなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(5) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を滞納していないこと。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を備えている者とみなす。

2 前条第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第2号から第5号まで）に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第9条 略

2及び3 略

4 町長は、第1項に規定する者のうち次に掲げるものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号）の条件を具備する者でなければならない。

(1)～(3) 略

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第2号及び第3号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第9条 略

2及び3 略

4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、老人で町長が定める要件に該当する者であるもの、障害者で町長が定める要件に該当するもの（以下「障害者」という。）及び現に同居し、又は同居しようとする親族に障

害者がいる者並びに町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

- (1) 20歳未満の子を扶養している配偶者  
のない者
- (2) 引揚者
- (3) 老人で規則で定める要件に該当する  
者
- (4) 障害者で規則で定める要件に該当す  
る者（以下「障害者」という。）
- (5) 現に同居し、又は同居しようとする  
親族に障害者がいる者
- (6) 規則で定める基準の収入を有する低  
額所得者で速やかに町営住宅に入居す  
ることを必要としている者
- (7) 18歳未満の児童が3人以上の世帯を  
構成する者
- (8) 5人以上の世帯を構成する者
- (9) ハンセン病療養所入所者等に対する  
補償金の支給等に関する法律（平成13年  
法律第63号）第2条に規定するハンセン  
病療養所入所者等
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者  
の保護に関する法律（平成13年法律第31  
号）第10条各項の規定による命令を受け  
ている者から暴力を受けた同法第1条第  
2項に規定する被害者又は同法第3条第  
3項第3号の規定による一時保護を受け  
ている者（一時保護を受けた者を含  
む。）
- (11) 配偶者からの暴力を理由に婦人保護  
施設（売春防止法（昭和31年法律第118  
号）第36条に規定する婦人保護施設をい  
う。）又は母子生活支援施設（児童福祉  
法（昭和22年法律第164号）第38条に規定  
する母子生活支援施設をいう。）に入所  
している者（当該施設に入所していた者  
を含む。）

(入居の手続)

第11条 町営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、町長の指定する期日までに次の手続をしなければならない。

(1)及び(2) 略

2 町長は、前項各号の手続を怠った者に対しては、入居の決定を取り消すことができる。

3 町長は、入居決定者が第1項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに、町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

(同居の承認)

第12条 入居者は、入居時に同居を認められた親族以外の者（入居後出生した子を除く。）を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条で定めるところにより、前項の承認をすることができる。

(入居の承継の承認)

第13条 入居者が死亡し、又は退居した場合において、その死亡時又は退居時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、省令第11条で定めるところにより、前項の承認をすることができる。

3 第1項の承認を受けた者の入居の手続については、第11条第1項及び第2項の規定を準用する。

(入居の手続)

第11条 町営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、町長の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1)及び(2) 略

2 町長は、前項各号の手続きを怠った者に対しては、入居の決定を取り消すことができる。

3 町長は、入居決定者が第1項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して、すみやかに、町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

(同居の承認)

第12条 入居者は、入居時に同居を認められた親族以外の者（入居後出生した子を除く。）を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

(入居の承継の承認)

第13条 入居者が死亡し、又は退居した場合において、その死亡時又は退居時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた者の入居の手続については第11条第1項及び第2項の規定を準用する。

(家賃の納付)

第16条 家賃は、第11条第3項の入居可能日から町営住宅を明け渡した日（第28条第1項又は第33条第1項の明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の明渡しの請求があったときは請求のあった日）までに徴収する。

2～4 略

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則で定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。

- (1) 略
- (2) 入居者等が疾病にかかったとき。
- (3)及び(4) 略

(入居者の費用負担義務)

第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1)～(3) 略
- (4) 障子紙、ふすま紙若しくは畳の張替、ガラスのはめ替又は壁若しくは建具の修繕に要する費用
- (5)及び(6) 略

2及び3 略

(入居者の保管義務等)

第22条 略

2 略

3 入居者は、当該住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長にその旨を届け出なければならない。

4 入居者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員の住居として使用させる行為（自らが暴力団員となって使用する行為を含む。）

(家賃の納付)

第16条 家賃は、第11条第3項の入居可能日から町営住宅を明け渡した日（第28条第1項又は第33条第1項の明け渡しの請求があったときは明け渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の明け渡しの請求があったときは請求のあった日）まで徴収する。

2～4 略

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第18条 町長は、次の各号の1に該当する場合においては、町長が別に定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。

- (1) 略
- (2) 入居者等が疾病にかかったとき。
- (3)及び(4) 略

(入居者の費用負担義務)

第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1)～(3) 略
- (4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替若しくは畳、建具の修繕に要する費用
- (5)及び(6) 略

2及び3 略

(入居者の保管義務)

第22条 略

2 略

3 入居者は、当該住宅を引続き15日以上使用しないときは、町長にその旨を届け出なければならない。

4 入居者は、周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(2) 町営住宅の敷地内における次に掲げる行為であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 動物の飼育（食物その他の物を意図的に放置し、動物を呼び寄せる行為を含む。）

イ 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪臭を発生させること。

ウ 汚物、廃棄物その他の生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。

(3) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 粗野又は乱暴な言動をすること。

イ 威力を用い、又は示すこと。

ウ 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。

エ 火災、漏水その他の事故を繰り返して発生させること。

(4) 前各号に定めるもののほか、町営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為

(住宅の増築等)

第24条 入居者は、町営住宅を模様替え又は増築、敷地内の形状変更等をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において町長の承認を得たときは、この限りではない。

2 町長は、前項ただし書の承認を行う場合においては、入居者が当該住宅を明け渡す際に、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項ただし書の承認を受けないで町営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者の費用で直ちに原状回復

(住宅の増築等)

第24条 入居者は、町営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において町長の承認を得たときは、この限りではない。

2 町長は、前項の承認を行う場合においては、入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項の承認を受けないで町営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者の費用で直ちに原状回復又は撤去を

又は撤去を行わなければならない。

(高額所得者に対する明渡請求)

第28条 略

2及び3 略

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の申出により同項の期限を延長することができる。

(1)～(4) 略

(住宅のあっせん等)

第30条 町長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんする等その者の入居している町営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、第28条第1項の規定による請求を受けた者に対しては、その者の入居している町営住宅の明渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をしなければならない。

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第35条 町長は、前条の申込みにより町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

行わなければならない。

(高額所得者に対する明渡請求)

第28条 略

2及び3 略

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の1に該当する場合においては、その者の申出により同項の期限を延長することができる。

(1)～(4) 略

(住宅のあっせん等)

第30条 町長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんする等その者の入居している町営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、前条第1項の規定による請求を受けた者に対しては、その者の入居している町営住宅の明渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をしなければならない。

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第35条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。